

## 鋼鉄製橋梁談合について

### 1. 事件の経緯

平成16年

10月5日 公正取引委員会が鋼橋メーカー等に立入調査

平成17年

6月29日 公正取引委員会より独占禁止法に違反する談合行為の疑いで橋梁メーカーを刑事告発。検察当局が日本道路公団に強制捜査

7月12日 鋼橋メーカー元顧問（公団元理事）及び事業者担当者5名を逮捕

7月25日 内田副総裁を逮捕

8月1日 金子理事を逮捕

9月22日 「談合事件に関する調査報告書」の公表

9月29日 公正取引委員会より入札談合等関与行為の改善措置要求

12月16日 東京高裁第1回公判

平成18年

1月20日 東京高裁第2回公判

現在 関与行為等に関する調査を実施中

### 2. 事件の概要

- 昨年6月29日、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の入札に関し、独占禁止法に違反する談合行為が行われていたとして、公正取引委員会が橋梁メーカーを刑事告発。同日、東京高等検察庁が日本道路公団本社などへ強制捜査を実施。
- 昨年7月25日に内田副総裁、8月1日に金子理事が、鋼橋メーカー顧問らが行う落札予定者の選定を容易にするために工事を分割して発注するよう指示して談合行為を幫助し、公団に余分な支出をさせた疑いにより、独占禁止法違反（不当な取引制限）及び刑法に違反する背任罪の容疑で逮捕。それぞれ、8月15日、19日に東京高裁に起訴される。

### 3. 改善措置要求

昨年9月29日、公正取引委員会は、発注者である公団総裁に対し、公団が発注する鋼橋上部工工事に関し、平成14年度以降、複数の役員が、公団のOBから提示された落札を予定する者等の一覧表（割付表）を承認するなどし、また、複数の職員が、公団のOBに対して、発注予定時期等の未公表情報を教示するなど、入札談合等関与行為を行っていたとして、いわゆる官製談合防止法に基づき、その事実関係について必要な調査を行い、同行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じることを求めた。